

令和7年度
豊中市指定障害福祉サービス
事業者等集団指導
【全サービス共通】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

〈目次〉

1. 集団指導の受講方法
 2. 集団指導と運営指導
 3. 業務管理体制の整備と届出
 4. 令和6年度報酬改定等（共通事項）
 5. モデル様式集（豊中市ホームページ）
-

1. 集団指導の受講方法

集団指導の受講方法

- (1) 豊中市ホームページに掲載している、動画及び資料を確認する。
- (2) 事業所内で職員への周知研修を実施する。
- (3) 電子申込システムにより、**アンケートに回答**する。

※アンケートの回答には、集団指導の実施通知に同封している「受講票」が必要になります。

集団指導の受講は、アンケートの回答により確認します。
回答したことが確認できない事業所については未受講とみなし、個別指導を行います。

2. 集団指導と運営指導

集団指導

【集団指導の対象及び実施方法】

- (1) 集団指導は、原則として、毎年度の4月1日現在指定を受けている全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。※令和7年度は5月1日現在指定を受けている事業者を対象としています。詳細は実施通知をご確認ください。
- (2) 集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、その費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者又は障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方法、又はオンライン等の活用による動画の配信等により行う。
- (3) 集団指導は、あらかじめ実施日時、指導内容等を定め、原則として実施日の概ね3週間前までに当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。オンライン等を活用して実施する場合は、上記に関わらずあらかじめ資料の確認期限を定めて通知するものとする。

(令和7年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より)

運営指導

【運営指導の実施方法】

- ① 運営指導の実施に際しては、実施に係る根拠法令、目的、実施日時、実施場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を、「運営指導の実施及び関係書類の事前準備について」（以下「運営指導実施通知」という。）により、あらかじめ対象の障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。
ただし、指導対象となる事業所において障害者又は障害児に対する虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合など、市長が緊急を要するものと判断した場合は、指導開始前に通知することにより運営指導を行うことができる。
- ② 運営指導の実施に当たり、障害福祉サービス事業者等から事前に関係書類等の提出を求める必要がある場合は、運営指導実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。
- ③ 運営指導は、原則として2名以上の職員で行う。
- ④ 運営指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、運営指導の進捗状況により、あらかじめ通知した実施時間を超過することが予想される場合は、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て、実施時間を延長することができる。なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、運営指導を中断しその日以降において市長が定める日に、運営指導を再開するものとする。
- ⑤ 運営指導は、原則、実地において、当該障害福祉サービス事業者等から事前若しくは当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。
また、指定等の基準に違反する若しくは自立支援給付対象サービス等の内容又はその費用の請求について過誤等が確認された場合若しくはその疑いがある場合等で必要なときは、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て当該事実を確認する書類等の写しの提出を求めることができる。

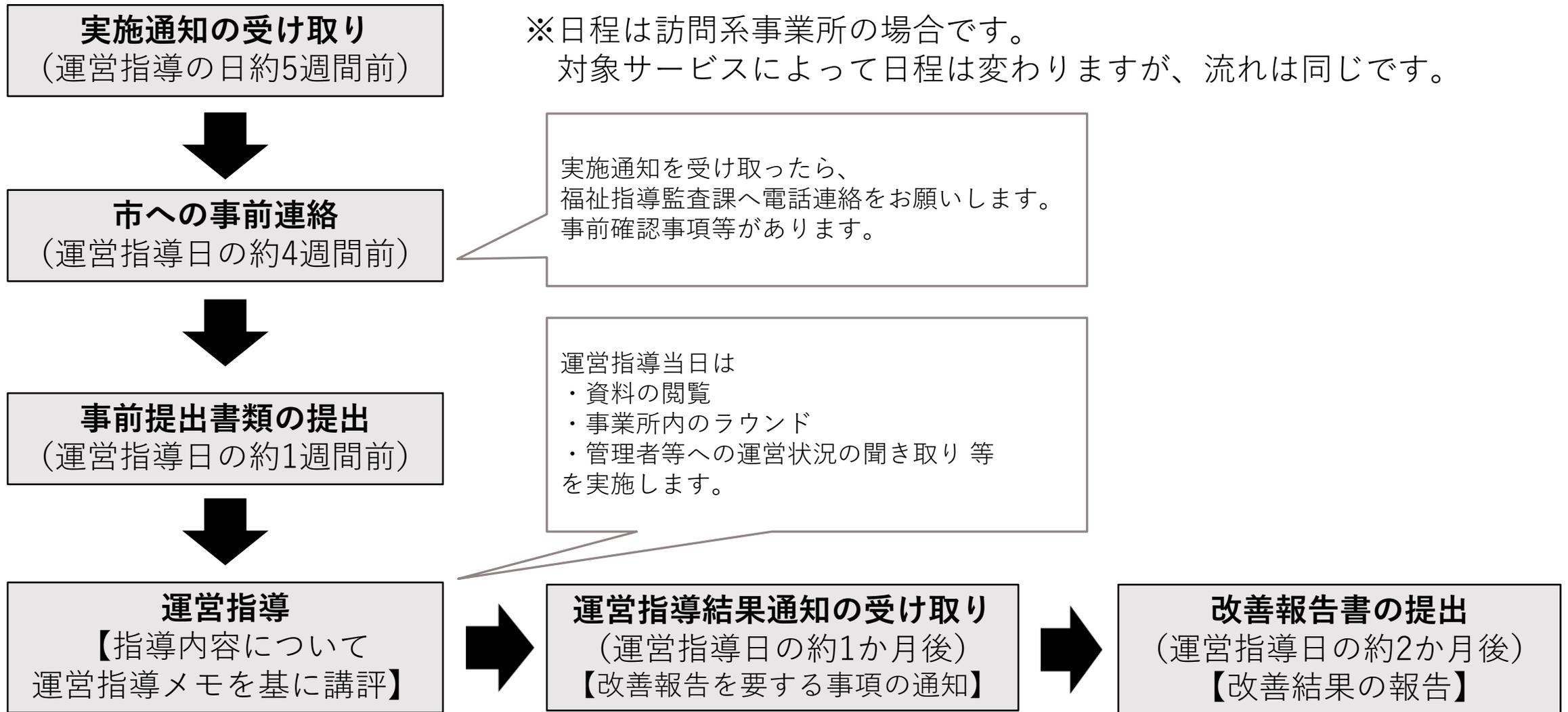
（令和7年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より）

【運営指導後の措置】

- (1) 運営指導においては、運営指導員が当日の指導内容等について運営指導メモを作成し、障害福祉サービス事業者等に対して、その内容を講評する。
- (2) 運営指導結果については、原則としてこの運営指導メモの事項を精査した上、該当する運営基準等の項目、根拠法令等改善を要する事項及び改善すべき内容を明示し、市長の定める日までに「運営指導改善報告書」（以下「改善報告書」という。）の提出により、改善状況を報告させるものとする。改善報告書には、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付ける。
改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出及び管理者等からの説明を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。
- (3) 運営指導において、自立支援給付対象サービス等の内容若しくはその費用の算定又はその請求に過誤が確認されたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該事例の他、自立支援給付対象サービス等を行った全ての事例に関して、自主的に点検（以下「自主点検」という。）させるとともに、当該自主点検の結果、過誤が確認されたときは、過誤調整等による返還を行うよう指導する。過誤調整の額等は改善報告書において報告させるものとする。
- (4) 上記に関わらず、正当な理由なく、市長が定める日までに改善を行わない場合及び改善報告書と異なった内容等が判明した場合は、当該改善指摘事項を重点として速やかに監査を実施する。

（令和7年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より）

運営指導の基本的な流れ



【参照】 集団指導参考資料『指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図』

要綱・要領・実施方針等の掲載場所

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [条例・規則等](#) > [要綱一覧](#) > [福祉部](#) > [福祉指導監査課要綱一覧](#)

福祉指導監査課要綱一覧

✕ ポスト

f シェア

LINEで送る

ページ番号：934762897 更新日：2025年4月22日

印刷

障害福祉サービス事業者等

要領

- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領 \(PDF：89KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要領 \(PDF：118KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領 \(PDF：126KB\)](#)

実施方針

- [令和7年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針 \(PDF：203KB\)](#)

3. 業務管理体制の整備と届出

業務管理体制の整備と届出について

- 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事務所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。
- また、平成27年4月から、事業所又は施設の所在地が一の指定都市（大阪市又は堺市）の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれ指定都市（大阪市又は堺市）となりました。さらに、平成31年4月からは、事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれの中核市となっています。

※ただし、障害児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。

【参照】 集団指導参考資料『業務管理体制の整備と届出について』

根拠条文と該当サービス

業務管理体制の届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

※ 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

根拠法	条文	事業者の種類	該当サービス
障害者総合支援法	第51条の2	指定障害福祉サービス事業者 及び指定障害者支援施設等の設置者	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・短期入所・障害者支援施設・共同生活援助・宿泊型自立訓練・自立生活援助・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労移行支援（養成施設）・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
	第51条の31	指定一般相談支援事業者 及び指定特定相談支援事業者	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援
児童福祉法	第21条の5の26	指定障害児通所支援事業者	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援
	第24条の19の2	指定障害児入所施設等の設置者	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設
	第24条の38	指定障害児相談支援事業者	障害児相談支援

業務管理体制の内容と届出先

1. 事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数：1以上20未満	事業所等の数：20以上100未満	事業所等の数：100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

2. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先（所管）

区分	届出先(所管)
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (障がい福祉担当課)
事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市)又は中核市(高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市又は寝屋川市)のみの区域にのみ所在する事業者 ※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。	指定都市：大阪市又は堺市 中核市：高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市 (障がい福祉担当課)
上記以外の事業者	大阪府知事 (福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ)

よくある質問

- Q 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の変更届が必要か。
- A 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の届出事項となりますので、障害福祉サービス事業者の変更届とは別に、業務管理体制の変更届をお願いします。
- Q 既に障害者総合支援法上の業務管理体制の届出は行っている。今回、児童福祉法に基づく事業所の新規指定を受けたが、届出は必要か。
- A 必要です。届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。
- Q 同一建物（敷地にて、居宅介護と重度訪問介護事業所を運営している。その場合の事業所数の数え方は1で良いか。
- A 事業所の数え方はサービス数で数えますので、居宅介護と重度訪問介護を運営していれば事業所数は「2」となります。（児童福祉法に基づく放課後等デイサービスと児童発達支援についても「2」となります。）
- Q 事業所の追加開設や事業廃止に伴い所管が変更になるが、変更に関する届出はどのように対応すれば良いか。
- A 業務管理体制届出書の項目1～6に必要事項をご記入いただき、所管変更前の行政機関と所管変更後の行政機関に送付してください。
(本市の届出書の様式は、本市ホームページに掲載しています。)

4. 令和6年度報酬改定等(共通事項)

情報公表未報告減算

○概要

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

・ 所定単位数の10%を減算

対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

・ 所定単位数の5%を減算

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

○減算期間・対象者

法第76条の3第1項*の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。

※「法第 76 条の 3 第 1 項」

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして主務省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

○参考

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（令和 6 年 3 月 29 日）問 19～21

業務継続計画未策定減算

○概要

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（**業務継続計画**）を**策定**すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和6年度報酬改定での経過措置は令和7年3月31日で終了

⇒ 令和7年4月1日より、上記基準に適用していない場合は減算が適用されるため改めてご確認ください。

※ただし、就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置あり。

(減算単位)

・ **所定単位数の3%を減算**

対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

・ **所定単位数の1%を減算**

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

○減算期間・対象者

各基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。

○参考

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問14・15

業務継続計画の策定等

○省令

第三十三条の二

1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 令和6年4月1日より義務化された内容です。

衛生管理等：感染症対策

○省令

第三十四条

1・2（略）

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

※ 令和6年4月1日より義務化された内容です。

○委員会の開催頻度

【3ヵ月に1回以上】療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、共同生活援助、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

【6ヵ月に1回以上】居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援

身体拘束廃止未実施減算（減算率の改定等）

○概要

（施設・居住系サービス）※1

基準を満たしていない場合に、**所定単位数の10%**を減算する。

（訪問・通所系サービス）※2

基準を満たしていない場合に、**所定単位数の1%**を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

○減算期間・対象者

運営基準を満たしていない状況が確認された場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算**することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。

○解釈通知（改正部分を一部抜粋）

・ 身体拘束等を行う場合の緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。

・ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。

なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。

虐待防止措置未実施減算

○概要

次の基準を満たしていない場合に、**所定単位数の1%を減算**する。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

○減算期間・対象者

速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算**する。

○解釈通知（改正部分を一部抜粋）

- ・ **虐待防止委員会における対応状況**については、適切に**記録の上、5年間保存**すること。

個別支援計画の共有

○概要

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

⇒ 利用者に担当の相談支援事業所がある場合は、個別支援計画の作成、見直しごとに、速やかに当該相談支援事業所に交付してください。

○参考

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問82
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A VOL.1
（令和6年3月29日）問39

全サービス（短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く）

5. モデル様式

モデル様式の掲載場所（豊中市ホームページ）

【障害福祉サービス】新規指定様式

トップページ ⇒ 健康・福祉・医療 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害者福祉（事業者向け）
⇒ 指定障害福祉サービス事業 ⇒ 該当サービス ⇒ 新規指定

【障害福祉サービス】関連モデル様式集（ページ番号：502212400）

トップページ ⇒ 健康・福祉・医療 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害者福祉（事業者向け）
⇒ 指定障害福祉サービス事業 ⇒ サービス共通のお知らせ ⇒ 指定障害福祉サービス事業関連モデル様式集

【移動支援】新規指定様式・参考様式（ページ番号：733640844）

トップページ ⇒ 健康・福祉・医療 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害者福祉（事業者向け）
⇒ 地域生活支援事業 ⇒ 移動支援・通学支援 ⇒ 新規指定

モデル様式の掲載場所（豊中市ホームページ）

【障害児通所支援】新規指定様式（ページ番号：661181527）

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 発達支援・療育の事業者のみなさまへ
⇒ 障害児相談支援・通所支援事業者指定申請（新規・更新・変更届等） ⇒ 通所支援
⇒ 各種様式について【指定障害児通所支援】

【障害児相談支援】新規指定様式（ページ番号：174516010）

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 発達支援・療育の事業者のみなさまへ
⇒ 障害児相談支援・通所支援事業者指定申請（新規・更新・変更届等） ⇒ 相談支援
⇒ 各種様式について【指定障害児相談支援】

【障害児通所支援】様式集（ページ番号：601780062）

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 発達支援・療育の事業者のみなさまへ
⇒ 障害児通所支援に係る様式集（事業所用）

【参考】 ページ番号検索（豊中市ホームページ）

The screenshot shows the top navigation bar of the Toyonaka City website. It includes the city logo, a language selector, and utility links like '困ったときの相談窓口' and '豊中市総合コールセンター 06-6858-5050'. Below this is a row of service icons: 'くらし・手続き', '子育て・教育', '健康・福祉医療', '人権・文化スポーツ', 'まちづくり環境', '市政情報', and '施設案内'. A secondary row contains 'よくあるくらしの場面', '新着情報', '市長室・市議会', and 'オンラインサービス'. The main content area features a large banner about heatstroke with an illustration of a person drinking water. At the bottom, a search bar is highlighted with a red box, containing two tabs: 'サイト内検索' and 'ページ番号検索'. The 'ページ番号検索' tab is selected, and the search input field contains the text 'キーワードから探す' and a search button labeled '検索'.

豊中市ホームページのトップページにて、ページ番号検索が可能です。ぜひご活用ください。

各ページに付番されている9桁のページ番号から検索できます。「ページ番号検索」を選択し、検索ボタンを押してください。

This close-up shows the search bar with two tabs: 'サイト内検索' and 'ページ番号検索'. The 'ページ番号検索' tab is highlighted with a red box. Below the tabs is a search input field with the placeholder text '半角数字9桁を入力してください' and a search button labeled '検索'.

モデル様式の掲載場所（大阪府ホームページ）

【障害福祉サービス】新規指定様式

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい福祉サービス指定事業者のページ ⇒ 新規指定関係様式 ⇒ 新規指定関係様式

【障害福祉サービス】モデル様式等

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい福祉サービス指定事業者のページ ⇒ 申請・届出に関する取扱い ⇒ 事業者様式ライブラリー

【相談支援事業】モデル様式等

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 地域生活支援課からのご案内
⇒ 相談支援事業者のみなさまへ

【障害児支援】新規指定様式

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい児支援指定事業者のページ ⇒ 様式ダウンロード ⇒ 様式ダウンロード（指定関係書類）

【障害児支援】モデル様式等

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障がい者福祉 ⇒ 障がい福祉等の総合案内
⇒ 障がい児支援指定事業者のページ ⇒ 申請・届出に関する取扱い ⇒ 事業者様式ライブラリー